

★許可・承認の申請について(続き)

3. 申請先

(1) 空港等の周辺、高さ150m以上における飛行の許可申請

→ 飛行させようとする空域を管轄する空港事務所

※ 詳しくは航空局HPに掲載している「許可・承認申請書の提出官署の連絡先」をご確認ください。

(2) 上記以外の許可・承認の申請

○ 飛行させようとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合
→ 東京航空局 E-mail: cab-emujin-daihyo@milt.go.jp

○ 飛行させようとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合
→ 大阪航空局 E-mail: cab-wmujin-daihyo@milt.go.jp

※ 飛行させようとする場所に両局の管轄区域が含まれている場合、申請者の住所を管轄する地方航空局へ提出してください。
※ 詳しくは以下に問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

無人航空機ヘルプデスク 0570-783-072
(受付時間 平日午前9時30分から午後6時まで)

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法等の詳細については、以下の国土交通省航空局 HP
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
をご参照下さい。

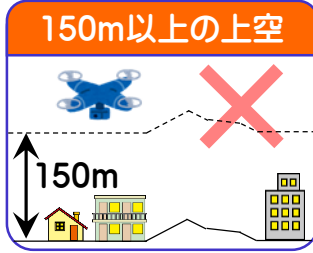
※詳細は を検索！

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の 安全な飛行に向けて！

平成27年12月10日から、無人航空機の飛行ルールを定めた改正航空法が施行されました。
ルールを遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心掛けてください。

★飛行禁止空域

※ 飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。



※ 裏ページをご参照ください

★飛行の方法

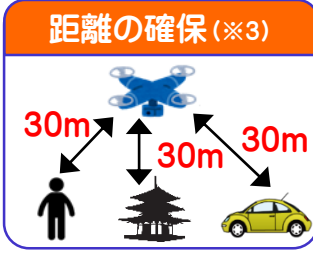
※ これらの方法によらずに飛行(例: 夜間飛行、目視外飛行等)させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。



※1: 日出から日没



※2: 直接肉眼



※3: 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車等)との間に30m以上の距離を保つことが必要です。



国土交通省 航空局

★ 航空法の対象となる「無人航空機」とは

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（※）です。

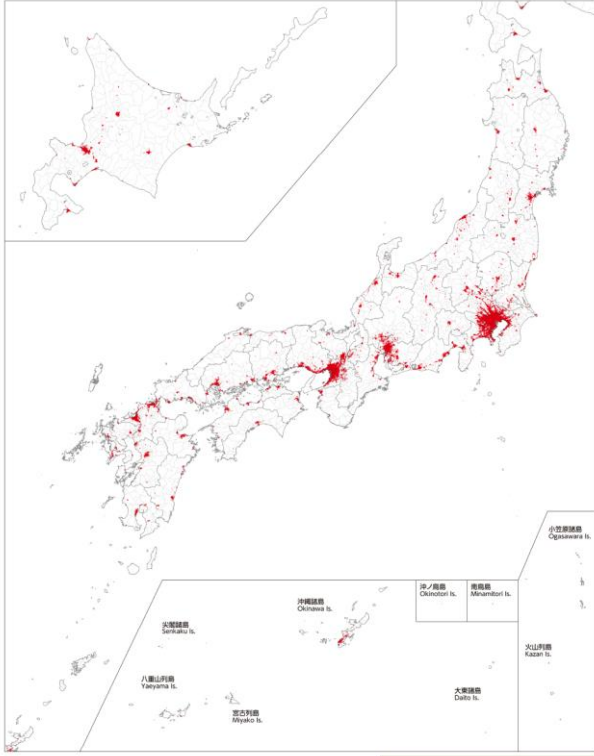
（※） 200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除きます。

（例）ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター

★ 人家の密集地域

その上空で無人航空機を飛行させることが原則禁止されている人家の密集地域とは、具体的には、国勢調査の結果による人口集中地区（DID）となります。人口集中地区の詳細については、以下の「人口集中地区全国図」をご参考に、国土交通省 航空局HPを通じてご確認ください。

平成27年国勢調査
人口集中地区全国図
DENSELY INHABITED DISTRICTS OF JAPAN
COMPILED FROM THE RESULTS OF THE 2015 POPULATION CENSUS



★ 許可・承認の申請について

航空法に定める「飛行禁止空域」における飛行、「飛行の方法」によらない飛行を行おうとする場合、**飛行開始予定日の少なくとも10日（土日祝日等を除く。）**まで（※）に、国土交通省へ**申請が必要です。**

- 申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、期間に相当の余裕をもって申請してください。
- 詳しくは、航空局HPに掲載している「3. 許可承認手続き」をご確認ください。

1. 申請書

国土交通省 航空局HPに掲載している「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」及び「記載例」等をご参考に、申請書に必要事項を記載の上、関係書類とともに提出してください。

- （記載事項の例）
- ・ 飛行の目的、日時、経路、理由
 - ・ 無人航空機の製造者、名称、重量
 - ・ 無人航空機の機能及び性能
 - ・ 飛行経歴、飛行に必要な知識及び能力に関する事項
 - ・ 安全確保体制

2. 申請方法

原則として、**郵送、持参又はオンライン申請**が可能です。

- ※ 持参の場合、受付時間は、09:00 ~ 17:00 となっていますのでご注意ください。
- ※ 詳細は、航空局HPでご確認ください。